

## 岡崎市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の週休2日制の普及を推進し、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保し、公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休2日 第3条第2項に規定する対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の休工又は現場閉所若しくは現場休息の対象日とすることをいう。

※地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認める。

(2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日とは、第3条第2項に規定する対象期間内のすべての月ごとにおいて休工又は現場閉所若しくは現場休息（休工日数/対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

※暦上の土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日 第3条第2項に規定する対象期間内において、曜日及び理由にかかわらず休工又は現場閉所若しくは現場休息とする日数の割合が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

(4) 分離発注工事 工事種別ごとに専門工事業者に分離して発注する工事をいう。

(5) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

(6) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(7) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(8) 準備期間 現場施工前に現場事務所等の設置や測量等を行う期間をいう。

(週休2日制の対象工事及び期間)

第3条 週休2日制の対象となる工事（次条において「対象工事」という。）

は、岡崎市の発注工事のうち、建設工事（分離発注工事を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (2) 緊急性がある工事
- (3) 著しく施工期間が短い工事（連続した施工で休工日を含め7日未満の工事等）
- (4) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事（単価契約含む）

2 週休2日制の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（片付け期間は含まない。）までとする。ただし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、全体を一時中止している期間、天災に対する突発的な対応期間（受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）は対象期間から除くものとする。

(取組内容)

第4条 受注者は、週休2日制工事の施工計画書の提出時に、休工計画表及び現場閉所（現場休息）計画表（別紙1）（以下これらを「計画表」という。）を発注者に提出し、確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所又は現場休息の予定日を調整した上で計画表を作成するものとする。

2 週休2日制の実施に伴う工期の変更は認めないものとする。

3 受注者は、工事現場において、週休2日制工事である旨を看板等で掲示するものとする。（別紙2参照）

(実施報告)

第5条 受注者は、毎月5日までに、前月までの休工又は現場閉所若しくは現場休息の状況を記入した計画表を、発注者に提出しなければならない。その際、併せて夏季休暇等の非対象期間を明示するものとし、発注者は、これを確認するものとする。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、土木系工事補正率（別紙3）又は建築系工事補正率（別紙4）により諸経費等の補正を行い、土木系工事は、原則「完全週休2日」の補正率で予定価格の積算を行うものとし、建築系工事においては、原則「完

全週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の補正率で予定価格の積算を行うものとする。また、林務の工事は、原則「月単位の週休 2 日」の補正率で予定価格の積算を行うものとする。

2 積算と異なる形式で実施した場合は補正係数を変更する。

3 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

(工事成績評定)

第 7 条 発注者は、対象期間内の週休 2 日制の実施状況を確認し、建築系は完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日が達成された場合は、当該工事の工事成績評定で加点評価するものとする。

2 提出された計画表が週休 2 日の取得を前提にしていけないなど、明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等」の項目において、2 点減点する。

(取組証の発行)

第 8 条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休 2 日制工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式 1 によることとする。ただし、建設業法施行令第 27 条第 1 項で定める金額未満の工事については、取組証を発行しない。

## 附 則

1 この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。

2 岡崎市週休 2 日モデル工事実施要領及び岡崎市週休 2 日モデル工事（建築工事）試行要領は、廃止する。

3 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。

建築の月単位の補正については、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。

4 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。

建築系工事は、令和 8 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。